

第 4 9 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「7, 0 0 0 円」を「別表第 1 に定める保育料」
に改め、同条第 2 項中「入園幼児」の次に「（以下「幼児」とい
う。）」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（保育料の減額）

第 4 条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、保育料を減
免し、又は免除することができる。

(1) 幼児を 2 人以上有している世帯である場合（次号又は第 3 号
の規定の適用を受ける世帯である場合を除く。） ア及びイに
掲げる額

ア 幼児のうち最年長者の次の年長者である幼児に係る保育料
の半額

イ 幼児のうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない

幼児に係る保育料の全額

(2) 小学校1年生から3年生までの児童を1人有している世帯である場合 ア及びイに掲げる額

ア 幼児のうち最年長者である幼児に係る保育料の半額

イ 幼児のうち最年長者でない幼児に係る保育料の全額

(3) 小学校1年生から3年生までの児童を2人以上有している世帯である場合 全額

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合
教育委員会が必要と認めた額

(預かり保育等)

第5条 市長は、幼稚園において預かり保育（教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。）を行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、第3条第1項に規定する保育料のほか、別表第2に定める預かり保育料を納付しなければならない。

3 預かり保育を利用する幼児の保護者は、前項に定める預かり保育料のほか、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費を納付しなければならない。

4 幼児が2人以上ある場合の最年長者以外のものの預かり保育料は、半額とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

保育料

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円
第4階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	9,000円
第5階層	上記以外	11,000円

（備考）

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、地方税法第314条の7第1項、第314条の8、第314条の9及び附則第5条の4の規定は、適用しない。
 - (2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 幼児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯について第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては、前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては、当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

別表第2（第4条関係）

預かり保育料

区 分	預かり保育料
教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法の規定に基づき、現行1人1月につき7,000円の保育料を次のとおり改定すること。

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円
第4階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	9,000円
第5階層	上記以外	11,000円

- 2 新たに預かり保育を行うため、必要な事項を定め、預かり保育料を次のとおりとすること。

区 分	預かり保育料
教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。